

社団法人日本民間放送連盟の申入書 および 小林邦三郎氏の請願書に対して

岡 村 勲

第 1 日本民間放送連盟申入書について

- 1 民間放送連盟は、警察による被害者の発表は実名を原則とすべきであると言い、「実際の報道で実名とするか匿名とするかの判断は報道機関の自主性・自律性に任せるべき」と主張する。新聞協会は、実名発表は、取材するために必要だ、というが、おそらく民放連も同様だろう。

しかし、実名で発表された被害者や家族はどうなるか。イナゴが天を覆うように、無神経、無遠慮な報道機関の集中攻撃を受ける。お通夜も葬儀もできず、外出もままならない。近所の人も取材で迷惑をうける。特にテレビは遠くからレンズを向けるので、家の中を覗かれないよう、2 か月もカーテンを閉め切って生活をした被害者遺族もいる。正常な生活は全く害されるのである。

ある通り魔事件の遺族は斎場から帰ると、日本を代表するテレビ局の一つのレポーターが待っており、通り魔逮捕に協力した者と対談せよと執拗に迫られた。通り魔から救ってくれた者と対談するのならまだ理解できるが、娘を殺され悲しみにふける親に対して、逮捕協力者と対談せよとは、論外な話である。遺族が帰ってくれと何度言っても帰らない。押し出そうとすると「暴力犯だ」と言った。そこで警察に電話しようとする、やっと彼は帰った。あまりのことに遺族は、その翌日レポーターの所属するテレビ局に抗議に行ったが責任者は出てこず、「放映していないものには責任はもてない」といって相手にせず、その後もそのレポーターはテレビに出続けていた。その遺族はその後報道機関があまりに押しかけるので、登山用の殺虫剤のスプレ

ーをかざし、「退かないとかけるぞ」って外出していたのである。まさに「イナゴ取材」である。取材攻勢で、生活をめちゃくちゃにされた実例は、枚挙に暇がない。

日本民間放送連盟は、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」「記者の研修、集団的加熱取材への対応、BRC による権利救済など多重的対応を行ってきた」という。しかし実態は、以上のようなことである。BRC も、取材には関与しない。放映したもので、しかもテレビ局と話し合っただけで話が付かなかったときだけ、BRC に持ち込めるのである。しかもわが国に一力所がなく、被害者救済にはほど遠いのである。私たちは、取材についても救済すべきだと述べてきたが、一向に改善しない。

民放連は、実名報道に伴う人権侵害に対して、どう対処するのか。被害者等に迷惑をかけない具体案を示さず、「さらに研鑽を重ねる方針である」というだけで、どうして被害者等が警察による実名発表に同意できるか。

警察も、被害者等の同意がない限り、実名発表をしてはならない、というのが、私たちの意見である。

民放連は、実名報道するか匿名報道するか、報道機関が自主的に決める問題と主張する。間違いである。それを決めるのは、被害者等だけであり、報道機関にそんな権利はない。報道機関が自主的に決めることが、健全な民主主義社会にとって必要なことだというのが、一般市民の犯罪報道は、民主主義と何の関係もない。犯罪被害者等を泣かせることによって初めて成立する民主主義なら、被害者は民主主義はない方がよいとさえ考えている。

- 2 特にテレビ報道の場合は新聞報道と異なって、被害者の氏名だけでなく、被害者の写真や自宅の映像まで放映し、しかも、効果音楽まで入れて、鳴り物入りで放送するから、人権侵害は、新聞とは比べものにならないほど大きい。

実名、地名、顔写真まで報道された遺族のうちには、報道機関だけでなく、それを見た好奇心のある人たちまで押しかけてきて、観光地のようにさせられたという実例がある。遺影を勝手に報道されるのも不愉快である。

先日東京都で発生した女子高校生殺人事件では、事件直後から被害者の氏名と写真が放映され、某民放テレビ局では、事件の翌朝に、小学校の卒業式の時のビデオ映像を本人アップで映し出していた。これは遺族の承諾をとってやったのであろうか。被害者等は見せ物になりたくないのだ。肖像権の侵害である。これと民主主義はどういう関係があるというのか。

民放連の意見書では、メディアの自主的な判断に委ねなければ、「犯罪の実態を正確に市民に伝え、犯罪捜査の適法性や妥当性を検証する活動は基本

から阻害される」と述べているが、小学校の卒業式の映像を流すことが、犯罪の実態を正確に市民に伝えることにどうしてなるのか。

加害者少年は少年法による制限があり、氏名をはじめ本人を特定する情報は報道されていない。被害者少女も匿名にすべきである。

- 3 民放連も新聞協会と同様、「知る権利」を振りかざしている。「権利」という以上、相手には「義務」が発生することになるが、そうすると犯罪被害者には、プライバシーを暴かれる義務があることになるのか。

- 4 結論として

政治家など公人の場合を除き、警察は、被害者等の同意がない限り、実名発表をすべきでない。報道機関も、同様である。肖像権も侵害してはならない。そうでなければ、今後も報道機関による二次被害が後をたたないことになる。

第2 小林氏の請願書について

小林氏の請願書は、内閣総理大臣への直接の請願だから、本検討会で意見を差し挟む筋合いのものではないが、私の主張が誤解されないように、あえて一言述べる。

私の主張は、実名を発表するかどうかを被害者の意思に任せるべきであるというものであって、実名の発表や、発表された実名を報道することを望む被害者がいたら、それは被害者の意思通りにすればよいということである。